

經濟論叢

第143卷 第1号

共同管理会計の組織的正統性……………	高 寺 貞 男	1
近代世界における農業経営, 土地所有と 土地改革 (1)……………	中 村 哲	19
オフィス・オートメーションの下での 労働の特徴について……………	北 川 與司雄	36
産業革命期イギリスにおける スピーナムランド制度の展開 (1)……………	廣 重 準四郎	52
高橋財政下の地方財政改革構想……………	山 田 浩 貴	72
 書 評		
森 建資「雇用関係の生成——イギリス労働 政策史序説——」(木鐸社, 1988年)……………	八 木 紀一郎	92

昭和64年1月

京都大學經濟學會

《書 評》

森 建資著『雇用関係の生成
——イギリス労働政策史序説——』

(木鐸社, 1988年2月, xii+366+xxiページ)

八 木 紀 一 郎

I

本書は、現代において多数の人々の運命となっている“雇用”という社会関係を、あらためて問いなおした著作である。“雇用”においては、雇主 (employer, master) と被雇用者 (employee, servant) の関係が成立しているが、著者は、この“関係”の内容を自由意思による契約の産物 (「意思説」) とは考えない。むしろ、「個々の契約締結に先立って法的身分の形ですでに予定され」(本書: p. 49) ている“関係”がまずあり「この関係こそが、両当事者の権利と義務を定める」(45) という「関係説」の立場を採用する。両当事者が雇用関係にはいるのは契約によってではあるが、“関係”それ自体の内容は社会的に法的関係として規定されているのである。したがってまた、国家はこの“関係”の法的形成に直接・間接にたえず関与するとともに、それを糸口にして社会に介入・統制をおこなってきた。労働関係法規の整備や労働組合の協約効力の承認など、しばしば“個人主義”から“集団主義”への転換として特徴づけられる19世紀末以来の諸変化も、著者の立場からは、“雇用関係”が形成される社会的場の変化としてとらえられるのである。

「序」によれば、著者をこの研究に引き入れたのは、労働者に関する法規が「サーバント」という項目でくくられていたことへの驚きであった。雇用関係がマスターとサーバントの関係にほかならず、資本主義的な生産関係 (資本家—労働者関係) もこの法的“関係”の枠内で発展したという認識は、大塚史学から出た少壮の経済史研究者をして法学文献の密林の中にわけいらせることになった。この非妥協的なほど硬質な研究書を貫くものが、そうした素人のみが抱きうるような素朴かつ新鮮な疑問であることは、本書の性格を判断するうえで指摘しておく価値のあることであろう。延々200ページ余りを、“雇用関係”の細目についての法律書の見解と判例解釈の整理でうめつくした第2

章も、——それを読みすすめることは、いささか苦行ではあるが——、自らの内にきざした疑問のさし示す方向に総てをなげうって邁進した爽やかさを保持している。

イギリス経済史家でも労働法学者でもない私が本書をとりあげるのは、二つの理由がある。一つは、本書が著者のいうとおり、「これまでの市民社会論に対する批判」であると同時に、「とにかく平板で単純化されがちであった市民社会像に奥行きを与える」（v）可能性をはらんだ、起爆力のある著作であると思うからである。私は、本書で論じられている個々の論点の是非を専門的研究者として検討する能力をもっていないが、それでも本書の主張にたいして私なりに何らかの位置づけを与えたい。いま一つは、本書の第1章の母体となった論文を私は10年前に瞠目しながら読んだことがあり、「先見の明」（?）を誇りたいという誘惑を抑えられないからである。しかし、400ページ近い大冊となった本書の通読は、オリジナルな研究が成熟し結実していくプロセスについての感慨をももたらした。それを著者に伝えたいということもある。

II

私が10年前に読んだというのは、『広島大学経済論叢』Ⅰ、Ⅱ巻（Ⅰ—4、Ⅱ—1、2：1978年）に連載された論文で、旧タイトルは「労働契約と社会の階層的構成」であった。これは、大幅な改稿をへて本書第1章となっているから、この論文のうち、本書におさめられなかった部分について言及することは著者には失礼にあたるかもしれない。しかし私は、自分のファイル棚のなかから探し出したこの論文と本書とをみくらべて、一つの学問的業績が完成するプロセスとはこういうものかと得心するところがあった。10年前の論文は、もちろん、「権威関係」がまず前提されて「資本家的生産関係」が成り立つという視点に一貫して立つものであるが、その取り扱う領域からいえば、たんに「雇用契約」の形式と内容を論じるにとどまらず、経営官僚制の成立から社会と権威の関係に論じおよび、「資本主義国家論の展開のための一視座の提供」を意図するという、いわば発散的なタイプの論文であった。そこには、本書40ページに僅かに残されているコースやサイモンの「組織の経済学」への言及だけでなく、デリンジャー＝ピオーレの内部労働市場理論やラディカル・エコノミストの反権威主義、さらに社会学の諸理論等への言及も欠けていなかった。いいかえれば、旧論文は、著者みずから「経済と法の境界相互交換をめぐる試論」と副題したように、研究の新たな地平を前に、著者が想像

力を存分にはばたかせた「試論」であった。

権威—服従関係の一定のタイプが経済的な生産関係に先立つというアイデアに森氏がつきあったとき、氏の前には二つの選択肢があったと思う。一つは、そうした権威—服従関係を、生産過程の技術的・社会的条件によって影響を受ける実質的な関係ととらえて、その成立と発展のパターンを理論的に研究することであつたろう。いま一つは、それを生産過程の条件に依存しない法的関係としてとらえ、生産過程の外部の自律的なシステムである法的過程のなかでその発展をフォローするという、森氏の選択した途である。1978年の論文は、前者のアプローチに属する部分をも含んでいたが、本書の第1章ではそれらは収録の対象外とされたのである。

それでは、1978年の論文に欠け、1988年の本書第1章に備わっているものは何であろうか？ それは、雇用関係法 (law of master and servant) の発展過程について次のような要約であり、これこそは第2章に跡をとどめる、判例の山にわけいり、多数の法律書の各版ごとの変遷をおうという気の遠くなるような作業の成果なのである。

「資本—賃労働関係は雇用関係の特殊なあり方なのである。……雇用関係はそこから資本主義的生産様式が進展する母胎となった。しかし雇用関係は必ずしも資本—賃労働関係とのみ親和的であったのではない。雇用関係の法（特に判例法による部分）は主に家内奉公人とその主人の関係をめぐる訴訟を通じて形成された。雇用関係は或る意味で近代資本主義の対極に立つような、家（あるいはオイコス）内部における欲求充足と結びついて展開し、そのうちから資本主義を生み出したのである。」（16）

「イギリスでは、判例法と制定法の積み重ねの中から、19世紀中葉までにはすべての雇主とサーバントに適用される権利と義務がはっきりした姿を現わしていた。中でも雇主の身分に付随する権利の一つとしての指揮命令権と、サーバントの服従義務はこの関係の中核を形作った。このようにイギリス法の発展の中で、雇用関係の核心に命令と服従という相補的關係がおかれていたために、資本家が労働者を雇った場合にも、資本家が命令を下し労働者がそれに服従することが、法的に保障されていたのである。しかしそれは、雇主とサーバントの法が資本主義と適合するように発展させられてきたということの意味するものではない。次章以降の分析が明らかにするように、雇用関係法の中核部分は、家内奉公人などとその雇主との間の事

件の中から形成されてきたのであって、資本家と労働者の間での争いが法の発展を促したのではなかった。」(60)

III

経済史家の法学への越境といえば、著者の師の一人である岡田与好氏の仕事（『独占と営業の自由』木鐸社、1975年；『経済的自由主義』東京大学出版会、1987年）が想起されるが、岡田氏の場合には、法学者のドグマティック的思考様式を経済政策史に体现された歴史科学の思考様式によって批判するものであった。「営業の自由」という同一の規範でも、それがどのような歴史的段階で誰によって担われるかによってその社会的意義は異なる。こういう視角からの批判においては、法や社会規範の自律的な性格は、ひとまずは、視野の外におかれていた。だが、森氏の場合には、むしろこの自律性に正当な価値を与えることが課題なのである。したがって、本書が法学への批判を含むとしても、それは法学者が自らの領域自体において十分にコンシステントではない、という種類のものになる。

著者は、労働法学者たちの議論が、生産過程における賃金労働者の従属と近代社会の法的モデルにおける個人の人格の独立とのディレンマにとらわれているのを発見して、フラストレーションをおこしたようである。著者によれば、前者が法的にも確定した従属的關係（サーバント！）であることを承認するならば、個人の自由意思にすべてを帰着させる後者の法的モデルが改訂されなければならないのである。労働者が雇主に提供しているのは彼の「労働力」であるというわが国の労働法学界における“通説”も、著者のみるところでは、一方では「労働力」と労働者の不可分をいうことによって労働者の雇主にたいする服従を論じながら、他方で「労働力」を人格的自由を保持しながら譲渡しうる商品とみることによって、後者のモデルも保存しようというオプスキュランティズムにほかならない。¹⁾

1) 著者の批判は「マルクス経済学」の基礎概念の理解にもかかわっている。私は、「雇用契約を通じてできる関係においては、労働も労働力も商品であったことはないし、売買も賃貸借も成立していない。」(322) というのは、法的事実の指摘であるにとどまらず、問題は物种的な“商品形態”ではなくそれを成り立たせる“生産関係”である、というマルクスの基本命題を再確認するための出発点であると思う。等価交換を前提とした流通で利潤（剰余価値）が生まれるというディレンマを「労働力」という特殊な商品で解決するという『資本論』転化論のくだりは、蓄積と再生産論によって実質がはじめて与えられる関係を表面的に述べたものにすぎない。

もちろん、著者は事態の経済学的考察において、資本―賃労働関係を市場（「労働市場」!）として考察することや、そこで販売され、他人の処分権にゆだねられる“商品”を「労働力」とよぶことにたいして異論を唱えているわけではないだろう。しかし、「労働力」が譲渡され他人によって処分可能となるということは、とりもなおさず、労働者が雇主の労働指揮権のもとに服するということであり、そうした支配―従属関係（「雇用関係」）が法的に確立していなければ、「労働力」が“商品”として需要されることもないであろう。つまり、経済学的考察は、一定の法的諸関係の確立を前提して可能になる性格のものだと著者は考えるのであろう。

言うまでもなく、こうした諸関係も、実際に個々人がそれにしたがって行為しなければ可能的な関係ではあっても、実現された関係ではない。しかし、社会においては、個々人の意思をこえて社会的に公認された支配―従属関係の可能的なタイプが〈法〉として存在しているのであり、それらの関係の総体がその社会の法構造なのである。契約において表明される個人の意思は、それらの関係の選択でなければ、〈法〉には規定されていない事項についての約定にとどまる。著者は言う：「もし二人の人間が両者の関係のあり方のすべてを自由に設定したのならば、それはもはや雇用関係ではない。あたかも自由な男女の関係が夫婦関係ではないように。」（21）

したがって、本書が「これまでの市民社会論に対する批判」であるというとき、それはたんに〈経済〉→〈法〉という矢印を逆転させることだけでなく、個人主義的なモデル（「意思説」）にたいして〈法〉の社会的・構造的な見方を導入しようとしているのだ、ということも認識しなければならない。

IV

著者の主張の第一段は、そうした支配―従属関係（「雇用関係」）が資本主義によってうみだされたのではなく、むしろ資本主義の方が、既存の支配―従属関係の法を利用しその内で発展した、ということである。だが、〈経済〉→〈法〉という従来の把握にたいして〈法〉→〈経済〉へと矢印を逆転させるこの研究が、ニワトリが先かタマゴが先かという議論に陥らない保証はあるのだろうか。第一には、もっとも単純化された場合、それは資本主義の成立以前にすでに資本主義に適合的な法的関係が成立していたとか、資本主義の成立以前もその確立・発展後も社会の法的構造は不変だということになりか

ねない。資本主義的従属はそれ以前の従属形態（奴隸制・隷農制等）とは異なるという直観は個人主義的な「市民社会」モデルに人々が固執する根拠であるが、奴隷と賃労働者の差異を強調することを一種のイデオロギー（「自由労働制＝イデオロギー」）として論じた第5章のアイロニカルな語り口にもみられるように、本書においてはこの直観にたいする正当な応接は欠けているように思える。経済学的に言えば、流通・交換（よりリアルに言えば「取引」）における主体性、法学的に言えば「契約の自由」の契機は、「関係説」的立場をとるとしても、少なくとも十分に確立した〈法〉的規定が存在していないかぎりでは、生きているはずである。経済的諸関係の発展に、従来の〈法〉的諸関係からすれば重要でなかったものが重要となり、隙間にすぎなかったものがその内容を充実させていくという変化がともなうとすれば、こうした「自由」も大きな意味をもってこないであろうか。

勿論、この本が「雇用関係」をただ前提するのではなく、その「生成」を研究していることは、著者がそうした単純な立場をとっているのではないことを示す。著者の主張の第二段は、法的関係の発展は法固有のロジックにしたがうのであり、「雇用関係」の場合、その発展は世帯内サーバントの扱いをめぐっておきた、ということである。しかし、この第二段にたいしても、そうした家内部の係争による法的発展も資本主義やそれにとまなう流通経済の展開・浸透の反作用とみることができるのではないかと問うことが可能であろう。さらにまた、たとえそれが「雇用関係」の法的規定にとって発展的要因ではなかったとしても、工場労働者への master-servant 関係の適用が実際にどのようにおこなわれたかについての判例的説明も欲しかったと思う。

さらに「雇用関係」と「家族関係」の同型性を論じた第3章、動揺した階層的秩序の再構築の企図として19世紀前半における社会政策を解釈する第4章に進むと、著者は、旧論文で自らの課題と明言した「国家論」の領域に入りこんでいる。国家は、雇用関係と家族関係という内部に従属を含む私的關係を「公認された関係」として保護することによってその内容をコントロールする。他方、国家は諸種の社会政策立法（救貧法、浮浪者法等）をつうじて社会を構成する諸階層を体系的に整序することに関心を払うが、そこには家族の秩序も有機的な構成部分となっていた。著者によれば、19世紀の前半、「雇用関係」において支配—従属関係が強化される一方の状況下で、公的救済に依存しない労働者の〈独立〉が賞揚されたのは、産業革命によって大量に登場した雇用労働者を再

建された階層秩序の中心に位置づけたことになる。労働者は転落をさけ上昇をはかるためにも、家族を背負い、階層秩序と従属を自発的に受け入れるよう定められたのである。これは、個人主義的な「市民社会像」の改訂を国家論にまで発展させた、著者第三段の主張といってよいだろう。

この第3、4章においては、それに先行する第1、2章で著者が言及することを抑制していたと思われる法関係以外の諸要因があらわれはじめている。しかし、いまなお明示的ではない。それらの諸要因そのものではなく、むしろ、そうした諸要因の作用を再構築される〈法〉関係と階層秩序の中に包みこもうとする〈国家〉が主題なのである。第3章では、家族関係と雇用関係の同型性が家族関係の方から崩れはじめると言われているが、家族関係における従属の弱化的原因については何も述べられていない。第4章では、労働者の〈独立〉という觀念が登場するが、これも本書の中ではいささか唐突である。ここで、著者は、〈独立〉が様々な立場から争って論じられる価値であり、労働組合に結集した職工たちはみずからの熟練を基礎として独立的な地位を得たことにも言及している。こうした要因は、〈国家〉というより高次の次元を理論的に想定してはじめて、従属関係先行説というべき本書の視点と共存しうるのであろう。そのように考えると、著者の見解の第一段、第二段についての私の批判的コメントにしても、著者の〈国家〉論に包摂される議論になるのかもしれない。²⁾

V

次に、本書の行論からは少し離れるが、著者の設定する問題の枠組みにかかわって3点のコメントを述べておきたい。

第一は、本書が「雇用関係」という法的形式を主題として捉びとり、それに包摂されるべき権威—服従関係の実質を論じなかったことに関してである。著者は、現代のイギリスのみならず、現代の日本でも、また多くの社会主義国でも「雇用関係」が支配的であると考えているようであるが、同型の法的形式が存続しうる、あるいは移植されうる

2) 「序」で語られた著者の研究計画によれば、著者の関心は「なぜ〈独立〉が、賃労働者を特徴づけるものとなったかを問うことにあり、また賃労働者の〈独立〉が、現代に至るまでにどのように変化を辿ることになるのかを跡付けることにあった。」(v) 労働者の〈従属〉を解明しようとした本書は「そのための第一歩」にすぎず、「労働者の〈独立〉や国家の政策」を明示的にとりあげる研究がこれに続く(vi) ようである。

ことの実質的な根拠、さらには、その形式が異なる条件のもとに移植されたときの実質的な変化については言及することがない。とくに、雇主の直接的コントロール下にある家内サーバントではない労働者についても、そうした支配形式が存続した根拠が知りたいと思う。支配関係それ自体は、私の考えでは、むしろ実質にかかわる事態であって、労働者が主導的になる可能性も排除されていない。権威—服従関係が実質的にも効力をもっていなければ労働者を雇うはずがないというのは雇主の側の主張であって、労働者の側からすれば、雇主（資本家）以上に生産過程を知悉した自分たちが生産において主人となって何が悪いのかという主張がありうるのである。したがって、そのような可能性が排除される根拠も論じられなければ、議論は完結しない。

本書ではこの点に関しては、支配形式が内面から受容されるか、法の発動によって外面的に強制されるかの区別はあるにせよ、〈法〉あるがゆえに支配もあるという説明しか存在しない。しかし、著者が次の研究段階において「労働者の〈独立〉」をとりあつかう際にこうした世界にとどまるとすれば、本書第5章のような「自由労働＝イデオロギー」論になってしまうであろう。だが、支配関係を実質において捉えるとき、本書においては意識的に避けられた経済学の領域が出現する。生産過程（および分業）の編成様式、技術の型、社会的生産構造、そして労働者の経済的従属の存続のメカニズム、これらはみな経済学的研究の本来的な課題である。³⁾

第二点は、「雇用関係」と資本—賃労働関係の接点をどこに求めるかということに関してである。著者は、それを生産過程における指揮—服従関係に求める。資本家と労働者の生産過程における関係は、マスターに対するサーバントの服従というヨリ一般的な関係が生産過程においてあらわれたにすぎないとみるわけである。しかし、マスター・サーバント関係はかならずしも、経済的関係（生産や流通と結びついた関係）であるとは限らない。両者を共通部分をもつ二つの集合と考えるとすると、両者の共通部分としてはこの生産・流通と結びついた関係のなかで支配関係がどのような形で出現しているかを考えるべきである。私は、この点で生産物の雇主への帰属という事態を重視したい。支配—服従関係の実質は様々であり、ときには、雇主は優秀かつ善良な雇人に仕事を

3) もちろん、私はそれらが既に完成された理論として存在しているというつもりはない。それらがどのような形で経済学の視野におさめられるかについて示唆を与えるものとして、飯尾要『産業の社会的制御』（日本評論社、1981年）第3、4章をあげておきたい。

まかせるかもしれないが、その場合でも、生産物の所有権が雇主に帰属し、その販売収益が雇主のものになることには例外はない。この事態についてはイギリス法内部での議論は乏しいらしく、まとまったかたちでは論じられていないが、生産過程における労働者の従属同様に、個々人の意思をこえて社会的に貫徹する支配関係として、一度は問題とされるべき事態であると思う。⁴⁾

民法にしたがえば、財をつくりだす生産者は、その財に対する所有権を主張しうるはずであるが、この“加工の法理”が賃労働には適用された例はない。支配—服従関係は、労働=生産過程にあるだけでなく、それを包みこむその所有者的総括の体制としても存在しているのである。もし、そうした領有関係がなければ、労働者が資本家に彼の提供する生産設備のレンタル料、あるいは資金提供への報酬を支払うという条件で生産物を取得し、したがってサ surplus (利潤) が出れば、それを取得するのは労働者側であるということがおこりうるであろう。民法にせよ、近代経済学にせよ、交換の対等性をはじめから前提にした議論では、生産物を得るものが資本家であろうが、労働者であろうが、無差別である。だが、“加工の法理”が停止され、賃金だけしか請求できない純粋な経済的給付として労働がおこなわれるということが、生産の成果を雇主に与えさせ、経済的循環=再生産の支配権を彼にあたえる。生産過程における支配の実質的貫徹がどのようなであれ、雇主はこの生産物支配権において資本家となるのであり、この外部に開かれた迂回路から生産過程における支配を確立する道をきりひらくことができるのではないだろうか。

第三点は、著者のいう「イデオロギー」にかんしてである。著者は、〈自由意思〉とか〈契約万能〉の考え方をイデオロギーだとみなす。その一方で、「関係説」の〈関係〉を〈法〉とよみかえ、その〈法〉が確定した明示的なものであるかのような表現をしている。しかし、既成事実としての支配的關係、法曹を含む社会の支配層がみなマスター

4) この点に私の関心を最初によびましたのは、カーン=フロイントのレンナー『私法制度の社会的機能』に対する注解(162)であった。そこでは、次のような文章がある。「雇用関係からの加工の法理の暗黙裡の除外は、平等のフィクションと和解させることは困難であるが、現代の雇用契約の社会的性質を従属関係として認識する点では完全である。」(Karl Renner, *The institutions of private law and their social functions*, edited by O. Kahn-Freund, reprint 1976, London, p. 175) この点は、フーコー=ジンツハイマーの従属労働論(夢沼謙一訳『労働法原理』東京大学出版会)や浅井清信『雇傭』(日本評論社, 1950年)においてもかなり重視されている点だが、本書では23ページ注18などを除いては後景にしりぞいている。

であるがゆえの階級的イデオロギーとして「雇用関係」を考えてはいけぬのか。〈自由〉のみならず、〈支配〉にもまたイデオロギーがありうる。家族関係と親和的な家内サーバントの地位でもって工場労働者を律するとき、そこには現実からの遊離が生じている。だからこそ、第4章で論じられたような社会の階層的秩序の再構築が必要になったのではないだろうか。このように考えていくと、〈イデオロギー〉と〈法〉の境界は、それほど自明とは思われなくなる。複数の現実解釈、複数の規範がありうるとし、そのうえに支配的な〈法〉構造が成立するとすれば、私たちはその社会の生産＝再生産の諸関係とそのなかでの諸階級・諸階層・国家機構の位置づけという古典的な社会科学的分析に投げかえされるのではないだろうか。

旧論文の冒頭近くで、著者は次のようなことわり書きをしていた：

「本稿は『経済学批判』の序言における公式に関する俗流化された伝統的解釈と対立する立場をとろうとするものではあっても、「序言」と異なった公式を提出する意図がないのみならず、本稿では法と物質の生産関係がきりはなされ、その点で本稿の批判しようとする伝統的解釈と同様の交互作用論の次元にとどまっているという予想されうる批判に甘んじる。」

これまでみてきたように、旧論文以降の研究において著者は、法の形成機構が自律的な性格をもつことを確認しただけでなく、国家に社会の階層秩序を維持・再編成するという役割をわりあてた。それは、たしかに〈法〉と〈国家〉をその個別的な過程においてではなく、グローバルな形で導入した画期的な貢献といってよいだろう。しかし、にもかかわらず、それらはやはり社会の〈法〉あるいは〈規範〉の次元にとどまった（あるいは自己限定した）仕事であることには違いない。いったんは著者の主張を承認するとしても、なぜこのようなタイプの〈法〉が支配するのかとか、なぜこのような〈法〉の形成機構になるのか、と問うならば、かつてアルチュセールが“重層的決定”と称したようなレベルで国家と生産諸関係を問う問題が出てくる。この点で、著者が本書におけるマルクスとの対質を「労働力商品」の法的性格如何といういささかマイナーな領域に限定したのは、残念なことと言わざるをえない。

〔後記〕

1. 本書評の執筆にあたっては、1988年9月のある研究会席上での、本書をめぐるディスカッションが有益であった。そのさいに私とともに本書の紹介にあたった本学

大学院生の森岡邦泰、横山史生の両君には、とくに謝意を表したい。

2. この書評のドラフトを読まれた森建資氏は、詳細なコメントを私信で伝えられた上、直接討論しあう機会を提供された。生産物の雇主帰属という論点を本書はとりあげていない、という当初の記述は、その結果、現在のように改められた。その他の点に関しても、森氏は、私の理解・表現について疑問を出され、また「実質」とか「隙間」をもちだす私の議論に対してやや懐疑的な態度を示された。

3. 本書の書評として私の目にとまったものは、『木鐸』No. 52 に寄せられた椎名重明、木下毅、兵藤剣3氏の文章の他、『日本労働協会雑誌』第30巻11号（1988年11月号）東条由紀彦氏筆、『土地制度史学』第31巻3号（1989年4月号）石田真氏筆、『社会経済史学』第54巻6号（1989年3月号）岩尾祐司氏筆がある。

（1989年8月8日）